

# 三木町新行財政改革大綱

新たな行財政システムの構築

～ 行政サービスのより一層の効率化を目指して ～

平成 17 年 1 月

三 木 町

# はじめに

本町においては、これまでも平成8年4月に「三木町行政改革大綱」を、続いて平成12年2月に「三木町行政改革大綱（改訂版）」を策定し、組織機構の再編、庁内LANの構築を図るとともに、事務事業の執行に当たっては、絶えず見直しを行い、効率的かつ効果的な行政運営に努めるなど、積極的に行財政改革に取り組んできたところであります。

しかしながら、21世紀初頭の今日、少子高齢化の進行や高度情報社会の進展など、社会経済情勢は急激に変化してきており、さらには予想を超えて低迷を続ける地域経済や国の三位一体の改革の影響を受け、本町を取り巻く行財政環境は極めて厳しい状況となっております。

また、本町は平成16年10月に町制施行50周年を迎えましたが、さらに向こう50年の新生三木町を視座に、新たなるスタートの年を節目として、既存の行財政システムの見直しと、今後、長期間に及ぶことが予測される経済の低成長時代に見合った弾力性のある財政構造への転換を図りながら、住民にとって真に必要なサービスを効果的かつ効率的に提供し、行政サービスの質的向上を図っていかねばなりません。

こうした中、地方自治体を取り巻く社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに、自己決定と自己責任のもと、限られた財源と人員で最大の効果を実現するという地域経営の視点に立った町政運営への転換を図るため、新たに「三木町新行財政改革大綱」を策定し、積極的かつ計画的に改革を推進しようとするものです。

改革の実施に当たっては、住民皆様への説明責任を十分に果たしながら、理解と協力が得られるように努めるとともに、行財政構造及び行財政システムの抜本的改革に向け鋭意取り組んで参ります。

平成17年1月

三木町長 石原 収

# 目 次

|                       |       |   |
|-----------------------|-------|---|
| 第1章 行財政改革の必要性         | ----- | 1 |
| 1 これまでの行財政改革の取組み      | ----- | 1 |
| 2 本町を取り巻く行財政環境の急激な変化  | ----- | 1 |
| (1) 財政状況の急激な変化        | ----- | 1 |
| (2) 変革の時代             | ----- | 1 |
| (3) 地方分権の本格化          | ----- | 2 |
| 3 新行財政改革大綱の策定         | ----- | 2 |
| 第2章 行財政改革の基本的な考え方     | ----- | 3 |
| 1 行財政改革の基本方針          | ----- | 3 |
| 2 行財政改革のための5つの改革      | ----- | 3 |
| (1) 人の改革              | ----- | 3 |
| (2) 組織の改革             | ----- | 3 |
| (3) 事務事業の改革           | ----- | 3 |
| (4) 町政運営の改革           | ----- | 4 |
| (5) 財政構造の改革           | ----- | 4 |
| 3 計画期間                | ----- | 4 |
| (1) 計画期間              | ----- | 4 |
| (2) 推進体制              | ----- | 4 |
| 第3条 行財政改革の具体的な方策      | ----- | 5 |
| 1 人の改革                | ----- | 5 |
| (1) 意識改革の徹底           | ----- | 5 |
| (2) 職場の活性化            | ----- | 6 |
| (3) 組織管理体制の再点検        | ----- | 6 |
| (4) 人事管理制度の再構築        | ----- | 6 |
| (5) 新たな給与制度の確立と給与の適正化 | ----- | 8 |

|      |                   |       |    |
|------|-------------------|-------|----|
| 2    | 組織の改革             | ----- | 9  |
|      | (1) 行政組織の見直し      | ----- | 9  |
|      | (2) 定員管理の適正化      | ----- | 9  |
| 3    | 事務事業の改革           | ----- | 10 |
|      | (1) 事務事業の見直し      | ----- | 10 |
|      | (2) 事務事業の実施方法の見直し | ----- | 10 |
|      | (3) 住民サービスの改善     | ----- | 11 |
| 4    | 町政運営の改革           | ----- | 13 |
|      | (1) 町政運営方法の改革     | ----- | 13 |
|      | (2) 住民と協働する町制の実現  | ----- | 13 |
|      | (3) 国・県との関係       | ----- | 14 |
| 5    | 財政構造の改革           | ----- | 15 |
|      | (1) 予算編成の改革       | ----- | 15 |
|      | (2) 財政運営の改革       | ----- | 15 |
|      | (3) 業務執行の改革       | ----- | 18 |
| <br> |                   |       |    |
|      | <b>【参考資料】</b>     |       |    |
|      | 三木町行財政改革推進本部設置要綱  | ----- | 19 |
|      | 三木町行財政改革推進会議設置要綱  | ----- | 21 |

# 第1章 行財政改革の必要性

## 1 これまでの行財政改革の取組み

本町では、これまでに平成8年4月に「三木町行政改革大綱」を、続いて平成12年2月に「三木町行政改革大綱（改訂版）」を策定し、行財政改革の推進に積極的に取り組んできた。

特に、行政改革大綱（改訂版）では、平成11年度から16年度までの6年間の計画期間とし、「地方自治運営の基本原則に立ち返り、サービス精神と経営感覚に立脚した行政改革」を基本方針として、組織機構の再編、庁内LANの構築などを図るとともに、事務事業の執行にあっては、絶えず見直しを行い、効率的かつ効果的な行政運営に取り組んできたところである。

## 2 本町を取り巻く行財政環境の急激な変化

### (1) 財政状況の急激な変化

本町では、平成12年2月に策定した「行政改革大綱（改訂版）」（計画期間：平成11年度～16年度）に基づき、財政の健全化に取り組んできたものの、財政環境はさらに厳しさを増している。

平成16年度の町税収入は、景気低迷に伴い前年度を割り込み、22億5千万円程度の見込みとなっているうえに、普通地方交付税についても国税の減収や国の三位一体の改革に伴い、平成12年度の約30億円から平成16年度は21億2千万円にまで減少したところである。

一方、人件費や公債費等の義務的経費は増加傾向にあり、今後、かつてのような高い経済成長に依存した税収の伸びが期待できない中で、財源不足が生じることも見込まれる。

このように、本町の財政状況は厳しさを増しており、思い切った財政構造の改革が緊急の課題となっている。

### (2) 変革の時代

IT革命による高度情報化やグローバル化が進展する一方で、少子高齢化や地球環境問題が顕在化するなど、社会経済情勢はかつてないほど大きく、かつ急速な変革の中にある。その結果、人々の生活は物の豊かさや便利さなど多大な恩恵を享受する反面、将来に向かって大きな課題も背負わされている。

また、人々の価値観は多様化し、単に物の豊かさだけでなく、心の豊かさや生活の質を求める声が強まるとともに、福祉や環境、地域づくりなど多くの分野で、住民と行政との新たなパートナーシップが求められている。

このような社会経済情勢の変化に伴い、住民のニーズは一層、複雑・多様化し、これに応えるべき町政運営も、従来に増して迅速かつ柔軟な対応が必要である。

### (3) 地方分権の本格化

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、地方公共団体に対する国の関与の縮小・廃止を中心とする分権改革が実施され、各地方自治体においては、知恵とアイデアの地域間競争の時代を迎えている。

しかし、「分権型社会の創造」に向けた改革は、スタートしたばかりの段階であり、分権改革は未だ不十分なままとなっている。

このような中、町としては行政の効率化や財政の健全化を図りつつ、国や県との適切な役割分担のもと、21世紀にふさわしい自己決定・自己責任の行財政システムを構築し、分権改革の担い手となりうる体制の整備を進めていかなければならない。

## 3 新行財政改革大綱の策定

これまでの行財政改革の取組みにもかかわらず、現在の本町を取り巻く行財政環境は、一層厳しさを増してきており、行財政システムと運営の両面にわたってその抜本的な見直しを進めていく必要性がある。

このため、今後の行財政改革の指針として新行財政改革大綱を新たに策定し、住民の期待に真に応える行財政改革を推進する。

## 第2章 行財政改革の基本的な考え方

### 1 行財政改革の基本方針

行政運営の基本方針は、「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことである。このためにも、限られた財源と人員体制の中で、必要な施策の厳しい選択と財源や職員の重点配分、行政と民間の役割分担の見直しによる外部委託の推進などを行い、住民サービスの向上と組織及び運営の合理化に努めなければならない。

中でも地方自治体運営の中核となる職員の意識改革と自治体そのものの体質改善が急務であり、これを具体的に目に見えるものとして示すことにより、新たな行財政改革の第一歩を踏み出していく必要がある。

そこで、「行政サービスのより一層の効率化を目指した新たな行財政システムの構築」を新行財政改革大綱の基本方針として掲げ、迅速かつ果敢に行財政改革に取り組むこととする。

### 2 行財政改革のための5つの改革

基本方針に基づいて行財政改革を推進するための施策を、次の5本の改革の柱にまとめ、着実に実行する。

#### (1) 人の改革

「人材育成に関する基本方針」に基づき、自治体職員としての使命と責任を自覚し、能力や意欲の向上に努めるとともに、能力・実績重視の人事・給与制度への転換を図り、努力する職員が報われる体制を整備して、仕事の達成感や満足感が味わえるような総合的な人材育成に取り組む。

#### (2) 組織の改革

平成16年4月に大幅な機構改革を行ったところであるが、限られた人的・財政的資源を最大限に活用し、社会経済情勢の変化や地方分権の推進等に伴う、新たな行政課題と複雑多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、さらなるスリム化と重点化の観点に立ち、機動性を重視した組織づくりを行う。

#### (3) 事務事業の改革

社会経済情勢の変化や地方分権の進展を踏まえ、「民間でできることは、民間に委ねる」ことを基本に、行政と民間の役割分担を明確にし、これまでの事務事業について徹底的な廃止・見直しを行う。また、行政が実施すべき事務事業についても、成果重視の視点に立って選択・重点化を図る

とともに、実施に当たっては、経済性と住民サービス向上の観点から、民間能力やIT等を積極的に活用し、効率的な執行を図る。

#### (4) 町政運営の改革

地方分権が進展する中、これまでの国・県に依存した町政運営から脱却し、自らの判断と責任で、限られた財源を必要な施策へ重点的・効果的に投入し、最大の効果を実現するという地域経営の視点に立った町政運営への転換を図る。

#### (5) 財政構造の改革

財政環境が厳しさを増す中、本町の身の丈にあった健全な財政構造を目指し、歳入歳出全般にわたる改革を断行し、効率的な自治体経営を行っていかねばならない。

このためには、思い切った事務事業の見直しを行い、一定の予算枠内での優先順位の明確化による施策選択をより一層徹底し、抜本的な健全化対策を講じる。また、事業費縮減によるマイナス効果を最小限にするため、施策の重点化や創意工夫による費用対効果を徹底し、財政システムの質的な改革を進める。

### 3 計画期間

#### (1) 計画期間

この大綱の計画期間は、平成17年度からおおむね5年間とする。

なお、行財政改革の着実な実施を図るため、毎年度、実施計画を策定するとともに、その取組状況や町を取り巻く行財政環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

#### (2) 推進体制

行財政改革の推進に当たっては、「三木町行財政改革推進本部」において具体的事項を決定し、計画的、段階的に実施してその実効を期するものとする。

行財政改革を実効あるものにするため、職員一人ひとりが厳しい財政状況等を認識するとともに、行財政改革に対する問題意識を持ち、事務の効率化や徹底した経費の削減等に積極的に取り組むものとする。

行財政改革を効果的に推進するためには、住民の理解と協力が必要不可欠であることから、積極的に行財政改革に関する情報の提供等を行い、住民との協働により、行財政改革を推進していくものとする。

# 第3章 行財政改革の具体的な方策

## 1 人の改革

今日、本町の行財政を取り巻く環境は、相変わらず厳しく、先行き不透明な状況にある。一方、住民の町政に対する期待は、一層大きくなり、高齢化、国際化、情報化の進展に伴い、住民ニーズは高度化、複雑化している。厳しい財政状況が続く中で、多様化する住民ニーズに対応していくには、今まで以上に職員のレベルアップを図っていく必要がある。

### (1) 意識改革の徹底

限られた資源の中で、的確に住民ニーズに応えていくためには、職員の意識改革が不可欠である。より効率的に仕事をし、住民サービスの向上を図るために、常に住民の視点に立って一歩踏み込んだ発想と行動ができるよう、職員一人ひとりの意識改革を徹底する。

#### 住民の視点に立った発想と行動

- ・ 福祉施設等における現場体験型研修の実施
- ・ ボランティア活動や地域活動への積極的参加

#### 経営意識、コスト意識の徹底

- ・ 各課の重点目標の設定、達成状況の評価の実施
- ・ 行政評価システムの実施と活用
- ・ 民間企業との合同研修の実施

#### プロ意識の醸成

- ・ 職務に直接役立つ研修の実施
- ・ 大学等の聴講制度活用についての検討

#### 職員提案制度の活用

- ・ 優秀な提案や特定分野での功績に対する表彰等の実施
- ・ 年度当初における各課の提案目標件数の設定

#### 提案目標

| 年 度    | 1年間の職員提案件数の目標 |
|--------|---------------|
| 平成17年度 | 13件           |
| 平成21年度 | 26件           |

## (2) 職場の活性化

職員一人ひとりが持つ多様な能力と創造性が発揮でき、明確な目標と意欲を持って職務に取り組むことができるよう、職場の活性化と士気の高揚を図り、組織としての総合力を高める。

- ・ 課長会や庁内会議の活性化
- ・ 意欲向上を刺激するシステムの構築

## (3) 組織管理体制の再点検

不祥事等の発生を未然に防止するため、上司への迅速な報告と部下への適切な指示を徹底するほか、組織としてのチェック機能が確実に働くようなシステムの整備を行う。

また、住民の生命に関わるような危機や不測の事態等に、迅速かつ的確に対応し、常に住民の視点に立って、一歩踏み込んだ対応ができるよう危機管理を徹底する。

### 公金支出に関するチェック機能の強化

公金支出に関する公務員倫理の徹底を図るとともに、支出事務に関するチェック機能や出納室の検査、監査委員監査の機能強化を図る。

### 危機管理の徹底

- ・ 各種事態を想定した危機管理マニュアルの作成・点検
- ・ 問題を初期段階で解決するための迅速な情報収集・報告と対応策の立案・実行
- ・ 職員間で危機管理に関する情報を共有化し、教訓として活用できるシステムの整備

## (4) 人事管理制度の再構築

人事管理の諸制度は、町行政の積極的な推進を人材面から支援する制度であり、職員の意欲や士気の高揚、組織の活性化のために機能しなければならない。このため、人事管理の理念を明確にするとともに、任用、評価、給与に関する諸制度の相互連携を図るなど総合的・体系的な人事管理制度の再構築に努め、努力した者が報われる、能力・実績重視の真に公正な人事管理への転換を図る。

### 新たな人事管理環境の整備

人事管理を行うに当たっての基本理念や方針の明確化とともに、任用、評価、給与等の諸制度の趣旨や役割を総合的・体系的に整理し、職員に提示することにより、職員一人ひとりが組織目標の着実な達成に積極的・自立的に参加しつつ、自己実現を図ることができる環境を整備する。

- ・ 町職員として目指すべき人材像等の共有化を図るとともに、職員に求められる能力や行動に関する基準を作成する。

- ・ 人材育成基本方針の策定
- ・ 人事管理諸制度の趣旨や仕組み、役割等について、職員の理解を深め、実効性の高い制度運用に努める。

#### 多様な任用制度の創設

複雑多様化する行政課題に迅速・的確に対応し、組織目標の着実な達成を図るため、職員の意欲や能力を最大限に引き出すとともに、組織や仕事に対する職員の価値観の変化も踏まえた多様で弾力的な任用制度の整備を図る。

- ・ コスト感覚に優れ、柔軟な発想ができる優れた人材の採用
- ・ 高度の専門的知識や優れた識見を有する民間の人材を任期を定めて採用する制度の導入について検討を行う。
- ・ 女性職員が共同参画型社会を享受できる環境づくりに努める。

#### 人材育成・能力開発型の人事評価の推進

職員の業務への意欲を高め能力を最大限に活用するため、職員の意欲や能力、実績を適正に把握し、これを適切に任用、給与等の人事諸制度に反映させるとともに、職員の能力開発や管理職員のマネジメント力の向上に生かすことができる実効性のある人事評価制度を整備する。

- ・ 公正な人事考課制度の整備
- ・ 職員が組織の目標を明確に意識して自らの目標を設定し、目標達成に向け、主体的に業務遂行できる目標管理制度の導入
- ・ 業務成績不良者等に対する厳正な人事管理

#### 意識改革と能力開発を支える研修の充実

公務員としての高い倫理観の保持や意識改革の推進とともに、職員一人ひとりが応用能力を開発できるよう、研修制度の拡充を図る。

- ・ 多様で専門的な能力開発を効率的・効果的に実施する方策の検討
- ・ 香川県自治研修所が実施する研修等への積極的な参加
- ・ 大学等への聴講制度の創設についての検討
- ・ 国・県との人事交流の推進
- ・ 民間企業派遣研修等の創設についての検討
- ・ 定数外職員（常勤）の基礎研修制度の導入

(5) 新たな給与制度の確立と給与の適正化

厳しい社会経済情勢や財政状況を踏まえ、厳格な定数管理に加え、適正な給与制度の運用を通じて総人件費の抑制に努めるとともに、能力・職責・業績を重視した給与制度を構築し、職員・組織の活性化を図る。

- ・ 能力・実績主義の導入
- ・ 昇給停止年齢の見直し

## 2 組織の改革

### (1) 行政組織の見直し

平成16年4月に大幅な機構改革を実施し、従来の12課2局1室から11課1局1室体制に組織再編を行ったところであるが、今後においてもスリム化・効率化の観点に立って、より一層の見直しを行うとともに、新たな行政課題や複雑多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、施策の重点化に沿った機動性重視の組織・機構の構築を目指す。

また、業務のOA化が進んでいることなどから、窓口業務の在り方等を含めて出張所機能の見直しを検討する。

### (2) 定員管理の適正化

徹底した事務事業の廃止・見直しや事務処理の効率化、組織・機構の見直し等により、職員数の抑制に取り組み、真に必要な新規の行政需要に対しても職員の再配置で対応することを基本に、定員管理の適正化に取り組む。

#### 職員増員の抑制

一般行政部門の職員数は、長年にわたり増員の抑制に努めてきた結果、県下の類似団体と比較すれば少なく、また、全職員1人当たりの住民数は、県下の町で最も多い状況にある。

人件費を抑え、最少の職員数で最大の効果を挙げることは、行政の当然の責務であり、今後、高度化・多様化する住民ニーズに的確に応え、期待される役割を十分に果たしていくためには、公務能率の一層の向上を図るとともに、主体的に適正な定員管理を推進することが必要である。

このため、定員管理に当たっては、新規の行政需要に対しても原則として職員の配置転換によって対応するなどスクラップ・アンド・ビルドの徹底を基本として、極力増員を抑制し、定員管理の適正化に努める。

#### 嘱託・臨時職員雇用の抑制

事務事業の見直し等を進め、嘱託・臨時職員の雇用に可能な限り抑制するとともに、嘱託・臨時職員の雇用に当たっては、雇用年齢の上限を設けるなど非常勤職員としてのより適切な雇用形態を早期に導入する。

また、人材派遣会社の活用等の検討を行う。

#### 任意団体の見直し

任意団体の事務事業の総点検を実施するとともに、団体の廃止・統合を含めそのあり方について見直しを行う。

### 3 事務事業の改革

#### (1) 事務事業の見直し

事務事業全般にわたり、官と民、町と県との適切な役割分担を踏まえ、成果重視の視点に立って、目的に対する有効性や緊急性、費用対効果を厳しく検証し、廃止・見直しに取り組む。また、その際、検証の結果を分かりやすく公表することにより住民への説明責任を果たし、住民の理解を得ながら改革を進める。

##### 行政評価システムの導入

住民の視点に立った客観的な指標に基づいて、その成果、費用対効果、実施手法の妥当性などを評価し、徹底した事務事業の廃止・見直しを行うとともに、住民ニーズの多様化等に的確に対応するため、必要な施策への転換や新たな施策の展開を図る。

また、町が実施している施策・事業の目的や内容、評価を公表することにより、住民に対する説明責任を果たす。

##### 公共事業の再評価

公共事業の効率性、実施過程の透明性の向上を図るため、事業採択時からの状況の変化やコスト縮減、代替案の可能性等の視点から公共事業の再評価を行う。

#### (2) 事務事業の実施方法の見直し

民間能力やITを積極的に活用することなどにより、最も経済的、効果的、効率的に事務事業が実施できるよう、絶えず実施方法・処理方法を見直す。

##### 業務の外部委託（アウトソーシング）の推進

住民ニーズに機動的かつ効率的に対応するとともに、簡素で効率的な行政運営体制の構築を図るため、民間企業の持つ高度な専門性等を活用できる業務の外部委託をこれまで以上に積極的に推進する。

##### 指定管理者制度の導入

地方自治法が改正され、指定管理者制度が創設されたことに伴い、公共施設の管理に関して、住民サービスの向上と経費の縮減を図る観点から、指定管理者制度の適用を積極的に検討する。

##### 行政の情報化の推進

効率的な事務事業の推進を図るため、インターネットや電子メール等の情報通信技術のより一層の活用を図る。

- ・ 電子メール、電子掲示板、電子会議等の活用
- ・ 総合行政ネットワーク（L G W A N）による県及び他市町とのネットワーク化

#### 電算システムによる戸籍業務処理の実施についての検討

#### 超過勤務の縮減

超過勤務のコストを伴うものであることを再認識し、業務能率の確保と職員の心身の健康保持のために、事務事業や事務処理方法を抜本的に見直すことにより超過勤務の縮減を図る。

縮減目標 (1年間の合計超過勤務時間数)

| 16年度(見込み) | 21年度(目標) | 縮減目標<br>(対16年度実績) |
|-----------|----------|-------------------|
| 21,680時間  | 18,420時間 | 5年間で15%縮減         |

注) 16年度の見込みは災害関係を除く。

#### 旅費制度の見直し

交通事情の変化や公務旅行形態の多様化等を踏まえ、より旅行の実態に即した旅費支給となるよう制度を改める。

### (3) 住民サービスの改善

町政は住民のためにあるとの原点に立ち、住民の視点からサービスを見直し、対応マナーの向上や事務処理のスピード化等により、住民の満足度を高めるサービスを提供する。

#### 窓口サービスの向上

- ・ 窓口の対応は、住民の町政への信頼を高める大きな要素であることから、接遇研修の実施や各種マニュアルの作成・活用等により、応接マナーのより一層の向上を図る。
- ・ 住民の利便性の向上を図るため、窓口サービス向上策の一つとして、行政のワンストップサービスの導入を検討する。
- ・ 事務機の配置を来客との対面方式にするなど、事務所レイアウトの再構築を図る。

#### 公共施設の活性化

公共施設の効率的な管理・運営を行いながら利用促進を図るため、利用日・時間の見直し、利用手続の改善、利用制限の緩和を行うとともに、施設の利用状況を表す指標による目標を設定した予算シートを毎年度作成することにより、公共施設の活性化に取り組む。

### 電子自治体の推進

住民の利便性の向上を図るため、インターネット等のITを活用した行政運営を行う。

- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムの活用
- ・ ホームページによる行政情報の積極的な発信
- ・ かがわ電子自治体システムの活用

### 規制緩和の推進

住民サービスの向上、住民負担の軽減等の観点から、許認可基準の緩和、申請書類の簡素化等の規制緩和を推進する。

## 4 町政運営の改革

### (1) 町政運営方法の改革

限られた資源を最大限に活用して、自らの判断と責任で地域の実情に応じた創造的な施策を積極的に展開するため、地域経営の視点に立って、戦略的に施策の選択・重点化を行い、住民の満足度の向上を図ることができる町政運営への転換を図る。

#### 戦略的な行政運営の確立

達成すべき明確な目標を定め、その実現に向けて施策を展開していく目標指向型の町政運営方法を確立する。

#### 主体的な行政運営

職員の自主性・自立性を高め、住民ニーズにより迅速かつ的確に対応できる行政運営体制の構築を図る。

### (2) 住民と協働する町政の実現

町政に関する情報の積極的な公開と提供を行い、町政の透明性の向上と説明責任の徹底を図り、住民の町政参加意識を醸成していくとともに、単に情報発信だけにとどまらず、政策形成過程への住民の参画機会をこれまで以上に確保する。

#### 住民への積極的な行政情報の提供

- ・ タイムリーでわかりやすく、住民の視点に立った広報の実施
- ・ 各種広報媒体の積極的、効果的な活用
- ・ 有線放送電話に代わる新規通信手段の検討

#### 入札・契約制度の改善

入札・契約手続きの透明性、競争性等の一層の確保・向上を図るため、公共工事入札・契約適正化法等に基づき、さらなる改善に取り組む。

- ・ 建設業者のランク制度等の情報の公表
- ・ 物品購入等における指名競争入札の実施
- ・ 電子入札システムの導入の検討
- ・ 随意契約における競争性の一層の確保
- ・ 入札事務の全庁一元化の検討

#### 町政への住民参加の促進

町政への住民参加をさらに進めるために、広く住民からの意見・提言を取り入れるとともに、

住民と行政との意見交換により施策を実現していくシステムを構築する。

- ・ 町政モニター制度の充実
- ・ 審議会等への女性委員の積極的選任

#### 住民との協働・共助

環境や高齢化等、行政だけでは十分に対応できない地域のさまざまな課題の解決に向け、住民や地域、企業等あらゆる主体の公的分野における自主的な活動を促進するとともに、質の高い公共サービスを提供するため、住民との積極的な協働・共助を進める。

また、住民との協働・共助システムを確立するため、地域住民で組織する自治会やボランティア団体等の育成・強化を図るとともに、行政としても積極的な支援を行う。

#### 職員の地域活動参加の促進

住民と職員の協働の推進を図るため、ボランティア活動や地域活動に積極的に参加し、協働の実践についての理解を深めるとともに、住民とのコミュニケーションを図り住民ニーズの把握に努める。

### (3) 国・県との関係

地域の実情に沿った施策を自らの責任と判断により主体的に展開できるよう、地方自治体の自主性・自立性を高め、自己決定・自己責任の行財政運営の確保を図る。

また、県と町との役割分担を明確にし、対等な立場で相互に協力しながら行政を進めるため、行財政基盤の強化を図る。

## 5 財政構造の改革

### (1) 予算編成の改革

厳しい財政状況の中で、真に住民の満足度を高めていくためには、これまでの縦割り型の予算編成では限界があり、組織横断的な視点に立ち、政策目標を達成する方法を確立していく必要がある。

#### 目標の設定と評価

- ・ 予算編成時における事業の目標の設定
- ・ 決算時における目標の達成状況の評価
- ・ 新規事業、既存事業にかかわらず、事業の終期又は見直し時期の設定を徹底する。

#### 施策選択の徹底

- ・ 成果の検証と翌年度の施策への反映

### (2) 財政運営の改革

厳しい財政状況が続くと見込まれる中で、質の高い住民サービスを実現するためには、これまで以上に施策の選択・重点化を進めていく必要がある。

このため、町税をはじめとする歳入の確保に積極的に取り組むとともに、歳出の徹底した見直しを行い、財政運営の健全化を高める。

#### 歳入の確保

- ・ 自主財源の確保と税負担等の公平性の観点から、課税客体的確な把握や滞納整理の実施により、町税をはじめ国民健康保険税、介護保険料などについて、一層の収納率の向上に努める。

特に、平成18年4月に設立予定の香川滞納整理機構（仮称）の活用により町税徴収のさらなる強化を図る。

町税等の収納率の目標（現年分）

| 区 分        | 平成15年度 | 平成21年度 |
|------------|--------|--------|
| 町 民 税      | 97.8%  | 98.0%  |
| 固 定 資 産 税  | 94.7   | 97.0   |
| 軽 自 動 車 税  | 96.5   | 97.0   |
| 国民健康保険税    | 95.4   | 96.0   |
| 介護保険料（第1号） | 99.2   | 99.5   |

- ・ 住民負担の適正化、公平化を図るために、すべての使用料、手数料について見直しを行う。また、現在徴収していないものであっても、受益に応じた負担の公平という観点から、積極的  
に見直しを行う。
- ・ さらなる徴収率向上に向けて、町営住宅関係等の未収金について、債務者への催告や訪問徴  
収の強化を図る。また、長期滞納者に対しては、訴訟を提起し、徴収の確保を図る。
- ・ 利活用が困難な土地等を適正な価格で積極的に処分する。
- ・ 町税等の口座振替納税を一層推進し、事務の簡素化を図る。

口座振替納税の目標

| 区 分       | 平成16年度 | 平成21年度 |
|-----------|--------|--------|
| 町 民 税     | 14.2%  | 20.0%  |
| 固 定 資 産 税 | 16.8   | 22.0   |
| 軽 自 動 車 税 | 14.3   | 20.0   |
| 国民健康保険税   | 28.2   | 35.0   |

#### 歳出の見直し

##### ア 人件費

- ・ 定員管理の適正化
- ・ 給与管理の適正化
- ・ 各種手当の見直し  
(目標) 町税事務手当の見直し

##### イ 扶助費

県との役割分担や受益と負担の関係等を踏まえ、施策の見直しを行う。

##### ウ 公債費

資金調達に当たっては、競争原理のメリットをさらに生かし、資金調達コストの縮減を図るとともに、公債費の平準化の検討を行う。

##### エ 投資的経費

公共事業等は、事業の緊急性、費用対効果等の観点から再点検を行い、事業実施の優先度を判断し、一層の選択・重点化を図る。

##### オ 補助金等

- i 補助金の廃止・縮減

すべての補助金について、目的に照らして、事業の必要性、緊急性及び効果を検証し、事業継続の適否を検討する。

- ・ 町が果たすべき役割か否か
- ・ 補助事業で行うことが目的に照らして最も適切か否か
- ・ 5年以上経過している奨励的な補助金は、廃止を前提に見直す。

#### 補助金交付事務の整理合理化

三木町補助金等交付規定の見直しを行い、補助金交付事務の整理合理化を図るとともに、町補助金の適正執行、適正交付に関する基準を整備する。

#### 新たな補助金創設の適正化

補助制度を創設する場合は、事業の必要性、緊急性及び効果を十分に検討し、要否を判断するとともに、スクラップ・アンド・ビルドによることを徹底する。

#### 食糧費の縮減

毎年度の予算編成時にマイナスシーリングによる縮減を図る。

#### 食糧費の当初予算額の目標

| 年 度    | 食糧費（一般会計） |
|--------|-----------|
| 平成16年度 | 21,594千円  |
| 平成19年度 | 15,000    |
| 平成21年度 | 12,000    |

#### 前納報奨金制度の見直し

#### カ 繰出金

公営企業や特別会計事業の経営の総点検を実施し、経営基盤の強化を図り、一般会計からの繰出金の見直しを行う。

#### キ 経常的経費

#### 経常的経費の抑制

内部管理経費（庁費）の徹底した削減を図るとともに、省エネルギー、省資源の視点からの経費の節減を行う。

- ・ コピー用紙等紙類のリサイクル

#### 町有施設のあり方の見直し

施設そのもののあり方を検討し、必要な見直しを行う。

#### 財政分析等の推進

バランスシートの作成による他団体との比較、経年比較等の分析を行い、財政の健全化の取り組みに活用する。

#### 地方税財源の充実強化

#### 自主財源の強化策の検討

### (3) 業務執行の改革

実際に仕事を進めていく段階では、費用対効果を検証しつつ、地域経営体として経営意識、コスト意識を徹底し、最大限の効果をもたらすよう工夫し、効率性を高めていくことが必要である。このため、その責任の所在を明確化し、手続きの簡素化を図る。

なお、町政は町民のためにあることから、業務の執行に当たっては、費用対効果を見極めつつも、コスト縮減が住民サービスの低下につながらないように努める必要がある。

#### 運営責任の明確化と経営の効率化

- ・ 施設ごとの利用率の目標設定や受益者負担の適正化を図るとともに、補助金、委託金の見直しを進める。
- ・ 業務の積極的な外部委託を推進する。

#### コスト意識の徹底

「公共工事コスト縮減行動計画」や国・県の取組みを踏まえ、ソフト施策も含めた総合的なコスト縮減を推進し、財政健全化に反映させるとともに、事業量の確保にも努め、効率的な社会資本整備を図る。